

は盛昌が男にて、右奇談は則ち新左衛門の直談を聞きとりて記載せしもの也。是も犀川河原の一奇事とすべし。

○五枚町

元祿九年の地子町肝煎裁許附に、五枚町と見ゆ、護國公年譜に、享保十八年四月廿六日犀川川除町より出火、五枚町等類焼。とあり。明治四年四月戸籍編成の時、十三間町へ合併す。然れども今も尙五枚町と呼べり。

○五枚町由来

舊傳に云ふ。中納言利常卿の時代は、銀座・蠟燭座・豆腐座の三座ありて、蠟燭座は下堤町にあり。金屋彦四郎勤之。故に其の頃彦四郎を蠟燭屋彦四郎共呼べり。豆腐座は五枚町にて、豆腐屋與三助先祖勤之。右三座の税銀をば三座運上銀と唱へ、豆腐座の運上銀は銀五枚なり。其の頃此の町には豆腐座の外に家建なかりし故に、運上銀の高を以て五枚町と町名に呼び初めたりといひ傳へたりと、豆腐屋與三助が家傳なりとぞ。按ずるに、泉寺町妙立寺由来書に、開祖日通寛永廿年當地運上町に請地致し居候處、御用地に成被召上、石動山伽耶院旅屋敷に相渡。と載せたる運上町も、

若しくは五枚町の事ならんか。金澤事蹟必録には、五枚町・六枚町は地子銀の員數に依りて名付く。といへども、此の傳説は過聞ならんか。

○豆腐座事略

豆腐は後世外國より傳法せし食品なり。故に和名なしといへり。按ずるに、文安元年の下學集に、豆腐を飲食門部に載せたり。文安の頃既に傳法流行せし事知られたり。金澤にて豆腐を製造せしことは、寶永三年九月朝鮮征伐により渡來せる高麗人取調書に、水天齋と云ふ者高麗陣之節、彼の地より渡來し、後金澤に來り、名を七右衛門と改稱し、町人と成り、豆腐商賣をなし、寛永二年病死すとあり。是金澤にて豆腐を製造して商業したる初めならんか。又同時の取調書に、高麗者擄共の中にも、市村七兵衛金子萬右衛門兩人も勝手爲助成豆腐商賣仕。と見れば、豆腐の製法は高麗の傳法にて、朝鮮國より渡りたるにや。故に彼の國の擄人など爰に來て、豆腐を製し商業とはなしたるならん。故にそのさき、金澤にて榮耀の物に屬するものとして之を停止せられたり。

高札

御分國中豆腐並味噌仕賣候事、堅令停止候。但味噌之事、所々町宿並において、旅人商人以下に、當分少宛賣買程之儀者可仕之旨被仰出者也。

慶長拾年九月五日

横山 大膳

奥村伊豫守

篠原出羽守

金澤 町

掟

金澤 町

御分國中豆腐之事かたく被成御停止畢。自今以後商賣仕儀有間敷候。若糞之輩於有之者、可爲曲言旨被仰出者也。

慶長拾貳年正月十七日

篠原出羽守

横山 大膳

奥村伊豫守

右兩通告定書中に載せたり。其の後賣買方被指解たるなるべけれど、其の年曆詳かならず。金澤町會所留記寛文六年十月の條に、左の請書見たり。

覺

- 一、蠟燭座之事。
- 一、豆腐座之事。

右兩役町中勝手次第致商賣候様に被仰付、運上銀如跡々、商賣人中より指上候様に被仰付候者、誰々によらず商ひろく罷成、何も忝可奉存候。蠟も下直に可相成と奉存候。自然風俗惡御座候而、高直に罷成候共、蠟燭直段御斷申上間敷候。豆腐も大豆壹石に付五拾五匁迄は御斷申上間敷候。爲其書付上申候。以上。

十月四日

町年寄 九人

本町肝煎一統

地子町肝煎九人 連判

町御奉行所

又同年横目肝煎諸事留に左の如くあり。

たうふらうそく、今日より勝手次第に可仕旨被仰渡候に付、何茂當番番頭に申渡候。以上。

午十一月十六日

又元祿六年申渡帳に、